

在宅で生活する重度障害者（児）の方へ 見舞品を贈呈します。

港区社会福祉協議会では、共同募金運動の一環として地域福祉の推進を目的とした『歳末たすけあい運動』を行っています。集まった募金の中から区内において在宅生活を送られている重度障害者に見舞品をお贈りしています。



対象者

9月15日現在港区在住の心身障害者福祉手当の受給者または児童育成手当（障害手当）を受給中の対象児童で、下記に該当する人（施設入所者は対象外です）

- 身体障害者手帳 1・2級または愛の手帳 1・2度を所持している人
および脳性まひまたは進行性筋萎縮症の人

見舞品

区内共通商品券 3,000円分（「港区商店街振興組合連合会」発行）

対象者（希望者）へ見舞品到着までの流れ

10月上旬～中旬

「広報みなと」・広報紙「みなと社協」にご案内（募集）記事掲載

申込締切…11月中旬（予定）

贈呈希望者は、「見舞品贈呈希望申込書（※1）」と「対象者であることが確認できる書類（※2）」を、申込期間内の締切までに港社協へ郵送で提出する

12月中旬頃（予定）

見舞品贈呈希望者（申込者）に見舞品を簡易書留で発送

（※1）見舞品贈呈希望申込書は、港区社会福祉協議会等で配布します。また、港区社会福祉協議会ホームページ（<http://www.minato-cosw.net/>）からダウンロードもできます。

（※2）添付書類については、（1）・（2）から必ず各1点ずつ以上、添付してください。

- （1）身体障害者手帳または愛の手帳の写し（本人氏名・住所・障害者手帳番号・等級が確認できるもの）
- （2）心身障害者福祉手当または児童育成手当（障害手当）の受給がわかる書類の写し
（1年以内に発行された認定通知書または受給証明、もしくは1年以内の手当金額の入金がわかる預金通帳の表紙および入金履歴の写し、のいずれか等）

※申込時期や申込方法等につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】社会福祉法人 港区社会福祉協議会 経営管理係

〒106-0032 港区六本木5-16-45 港区麻布地区総合支所2階

電話：03-6230-0280 FAX：03-6230-0285

令和3年9月16日～令和4年9月15日に、心身障害者福祉手当または児童育成手当（障害手当）の受給認定がされた人は、令和4年度本事業実施時に、申し込み対象者となる見込みです。